

行政不服審査法の審査請求に係る標準審理期間及び審理員候補者名簿について

広島法務局における行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の審査請求に係る標準審理期間（法16条）及び審理員候補者（法17条）について、次のとおり定めましたので、お知らせします。

処分等の分類	審理員となるべき者	標準審理期間
処分の根拠となる法令等名		
戸籍謄本の交付請求等についての市町村長の処分	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	訟務管理官の職にある職員	
	人権擁護部第一課長の職にある職員	
	人権擁護部第二課長の職にある職員	
不動産登記法（他の法令において準用される場合を含む。）に係る登記官の処分（企業担保権に関する登記に係るものを除く。）	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
	首席登記官（法人登記担当）の職にある職員	
	訟務管理官の職にある職員	
	人権擁護部第一課長の職にある職員	
	人権擁護部第二課長の職にある職員	
供託法に係る供託官の処分	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	首席登記官の職にある職員	
	登記情報システム管理官の職にある職員	
	訟務管理官の職にある職員	
	人権擁護部第一課長の職にある職員	
	人権擁護部第二課長の職にある職員	
商業登記法（他の法令において準用される場合を含む。）に係る登記官の処分（企業担保権に関する登記に係るものを除く。）	庶務課長の職にある職員	6月
	職員課長の職にある職員	
	会計課長の職にある職員	
	統括監査専門官の職にある職員	
	民事行政調査官の職にある職員	
	戸籍課長の職にある職員	
	供託課長の職にある職員	
	首席登記官（不動産登記担当）の職にある職員	
	訟務管理官の職にある職員	
	人権擁護部第一課長の職にある職員	
	人権擁護部第二課長の職にある職員	

※標準審理審理期間（法第16条）は、審査請求の審理期間の目安であり、事案によっては、この期間内に終了しないものもありますので、御留意ください。